

2006年（平成18年）12月25日

社 団 法 人 生 命 保 険 協 会
会 長 齋 藤 勝 利 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理 事 長 清 水 巖

回 答 を 求 め る 事 項

- 1 訪問販売による生命保険契約について、契約書受領後8日間のクーリング・オフ期間内であっても、預金口座への保険料送金後はクーリング・オフ権の行使を認めていない現行の取扱いが、「法令の範囲内の取扱いであると認識している」とする理由を、法解釈・根拠条文を示して、明らかにしてください。
- 2 貴協会は、金融庁に対し、クーリング・オフ制度の適用に関して法令の見直しの検討を要望したとのことですが、その金融庁に対する要望の年月日はいつですか。また、その要望の内容は、いかなるものですか。さらに、貴協会からの要望に対する金融庁の対応は、いかなるものですか。金融庁の検討結果は、貴協会にいつ知らされるのでしょうか。
- 3 貴協会は、上記2の要望に対し、金融庁から検討結果が示されたときは、これを当NPO法人に告知する意向がありますか。

また、金融庁から検討結果を踏まえて「注意喚起情報作成ガイドラ

イン」の改正等を検討する場合には、いかなる目的で、どのような組織・手続で、どのような事項を検討するのかを、当NPO法人に告知する意向がありますか。

その「注意喚起情報作成ガイドライン」の改正等の検討過程において、当NPO法人をはじめとする消費者からの意見を聴取し反映させる機会を設ける意向がありますか。

4 貴協会は、会員各社が、自主的に、保険料の口座振り込み後であっても訪問販売による生命保険契約のクーリング・オフを認める方針をとるよう、推奨する意向がありますか。

5 貴協会が設置する生命保険相談所において、苦情等を申し出た消費者のうち、訪問販売によって生命保険契約を締結した者に対して、保険料送金後もクーリング・オフをすることができるという当NPO法人の見解を紹介し、当NPO法人のホームページの閲覧を推奨する意向がありますか。

以 上